

別表3 黙示による包括的な同意として取り扱う事項

内容	提供を受ける 第三者	提供される 個人データの項目	提供の手段又は方法
①高額療養費、一部負担還元金及び家族療養費付加金等を、被保険者本人からの請求に基づかずに、自動的に計算し、事業主を経由して支給すること。	事業主	記号・番号、被保険者氏名、対象者氏名、診療年月、給付区分、診療費、本人家族の別、給付金の種類、給付金額	被保険者ごとに、左記の項目を記載した支給明細書（電子媒体を含む）を、郵便等で事業主に送付。
	被扶養者から見た被保険者	被扶養者に関する次の項目：氏名、診療年月、給付区分、診療費、本人家族の別、給付金の種類、給付金額	
②療養費、傷病手当金、出産手当金、埋葬料（費）、出産育児一時金等を、事業主を経由して支給すること。	事業主	記号・番号、被保険者氏名、対象者氏名、診療年月（手当金の対象期間）、給付区分、診療費、本人家族の別、給付金額	
③健診機関で健診費用全額を支払った場合の人間ドック等の健診補助金を、事業主を経由して支給すること。	事業主	記号・番号、被保険者氏名、対象者氏名、健診補助金の種類、対象人数、健診補助金額	
④医療費通知を、世帯単位にまとめて事業主を経由して被保険者に送付すること。	事業主	当該被保険者に医療費通知が発行されること。	
	被扶養者から見た被保険者	被扶養者に関する次の項目：氏名、診療年月、診療日数、診療区分、医療機関名、医療費の総額、健康保険の負担額、自己負担額	
⑤無資格診療費等の請求書等を、世帯単位にまとめて事業主を経由して被保険者に送付すること。	事業主	当該被保険者に診療費返還請求書等が発行されること。	
	被扶養者から見た被保険者	被扶養者に関する次の項目：氏名、診療年月、医療機関名、返還金額、喪失・削除年月日、証返日	
⑥医療費の減額査定通知を、事業主を経由して被保険者に	事業主	当該被保険者に減額査定通知が発行されること。	被保険者ごとに封緘した減額査定通知を、郵便等で事

送付すること。			業主に送付。
	被扶養者から見た被保険者	被扶養者に関する次の項目：医療機関名、氏名、診療年月、総医療費、査定後の総医療費、減額された総医療費、減額された自己負担相当額	左記の項目を記載した通知を、事業主の社内便等で被保険者に送付。
⑦傷病原因の照会を、事業主を経由して被保険者に送付すること。	事業主	当該被保険者に傷病原因の照会が発行されること。	被保険者ごとに封緘した傷病原因の照会を、郵便等で事業主に送付。
	被扶養者から見た被保険者	被扶養者に関する次の項目：氏名、負傷した日、負傷した場所、負傷した理由、負傷の発生状況	左記の項目を記載した通知を、事業主の社内便等で被保険者に送付。
⑧医療機関、調剤薬局、健診機関からの資格確認照会等に回答すること。	医療機関、調剤薬局、健診機関	資格の有無及び所得区分	電話
⑨特定健診の階層化判定結果を、事業主を経由して対象者に通知すること。	事業主	記号・番号、氏名、性別、健診機関名、特定健診の階層化判定結果及び健診結果	被保険者ごとに、左記の項目を記載した電子媒体を、郵便等で事業主に送付。

※1 利用目的の中で同意しがたいものがある場合は、その事項について、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう当組合に求めることができます。

※2 上記※1の意思表示を行わない場合は、公表された利用目的について同意が得られたものとします。

※3 同意及び留保は、その後の申し出により、いつでも変更することができます。